

川崎町では、令和 2 年 4 月 1 日より

新生児聴覚検査の費用を助成します！

生まれつき耳の聞こえにくさ（先天性難聴）がある赤ちゃんは、およそ 1,000 人に 1～2 人いるといわれています。聞こえにくさがあっても、早期に発見され、早い時期から療育等の支援を受けることで、たくさんのお話を習得し、コミュニケーションがスムーズにできるようになると言われています。

- ① 対象となる方・・・令和 2 年 4 月 1 日以降に生まれた住民票が川崎町内にある赤ちゃん
※他の自治体で助成を受けた場合は対象となりません
- ② 対象となる検査・・・A A B R 検査（自動聴性脳幹反応検査）又は O A E 検査（耳音響放射検査）
※公費で受検できるのは上記検査のうち、いずれか 1 回（初回検査）のみです。
※保険診療にかかる費用は対象外です。
- ③ 検査の受け方・・・医療機関で検査の説明を受け、検査を受けてください。
- ④ 助成額・・・検査にかかった費用の全額
- ⑤ 申請方法・・・一旦、料金を医療機関にお支払いいただき、後日申請することによって料金を償還払いいたします。
- ⑥ 申請期限・・・検査を受けた日から 1 年以内
- ⑦ 申請に必要な書類等
 - ・新生児聴覚検査の費用が分かる領収書
 - ・保護者名義の振込先口座の通帳
 - ・印鑑（認印）
 - ・母子健康手帳

<お問い合わせ・申請先>

川崎町健康づくり課（川崎町保健センター）

住 所 ：川崎町大字田原 804 番地

電話番号：0947-72-7083（直通）

0947-72-3000（内線 478・479）